

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 試験日             | 2025 年 9 月 13 日（土）            |
| 入試種別            | 大学院入学試験(4 月入学)修士課程 秋期試験 社会人入試 |
| 学部・研究科          | 法学研究科                         |
| 科目名             | 税法                            |
| 解答例又は採点時の評価ポイント |                               |

### 【問題 1】

**租税法における遡及立法について述べなさい。**

- ・公布の日より前にさかのぼって適用される立法のこと
  - ・納税者の利益に変更する遡及立法は許される
  - ・納税者の不利益に変更する遡及立法は、原則として許されない
  - ・憲法 84 条は納税者の信頼を裏切るような遡及立法を禁止する趣旨を含んでいる
- 平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡損失を他の所得と損益通算できなくなるよう、納税者にとって不利益な改正が行われ、遡って適用された。所得税は「期間税」であり、暦年終了時に納税義務が成立するため、許容されるとされた。

憲法 39 条（遡及処罰の禁止）「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」はあるが、租税に関して遡及立法を明確に禁止した憲法上の規定はない。

※全般的な表現、文章力を含めて評価する。

### 【問題 2】

**大学生 A は、不要品をインターネット上のいわゆるフリマサイトで売却した。この場合の課税関係について述べなさい。**

また、このサイトで購入した物品について、他のサイトでの売却を繰り返し行い、大きな利益をあげた。この場合の課税関係について、所得区分を含めて検討しなさい。

- ・生活用動産の譲渡は、非課税である。

「次に掲げる所得については、所得税を課さない。

自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」（所得税法 9 条①九）

- ・購入した物品を他に売却することを繰り返し、その規模が「事業的規模」であれば、「事業所得」となり、それ以下の規模であれば、「雑所得（業務に係る雑所得）」となる。

「事業」とは、自己の危険と計算において独立して行う業務であり、営利性、有償性を有し、反復継続的に行うもの、をいう。

※全般的な表現、文章力を含めて評価する。